3　一方の締約国の居住者が適格者に該当しない場合においても、当該居住者が、1及び2の規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該居住者の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が、第十二条1の規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者からこの3の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

4　この条の規定の適用上、

(a)　「主たる種類の株式」とは、合計して法人又は団体の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b)　法人でない団体について、「株式」とは、株式と同等の持分をいう。

(c)　「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

(i)　いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場

(ii)　両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

5　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十九条　効力発生

1　この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　ジョージアにおいては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得される所得

(ii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(b)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3　2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

4　千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書（以下「旧条約」という。）は、2及び3の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とジョージアとの間において適用されなくなる。

5　この条約の効力発生の時において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であっていずれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

6　旧条約は、1から5までの規定に従って適用される最後の日に日本国とジョージアとの間において終了する。

第三十条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　ジョージアにおいては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に取得される所得

(ii)　その他の租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課される租税

(b)　日本国においては、

(i)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十一年一月二十九日にトビリシで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　今村朗
ジョージアのために
　I・M

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びジョージアは、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

条約の規定に関し、ジョージアにおいては、「地方政府又は地方公共団体」とは、「行政区画」又は「地方自治団体」をいうことが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十一年一月二十九日にトビリシで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　今村朗
ジョージアのために
　I・M

総務大臣　武田　良太
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉